

（一括徴収記載例）

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		